

通常兵器

- 第1章 総論（通常兵器の軍縮・不拡散についての日本の基本的立場）
- 第2章 小型武器
 - 第1節 小型武器問題の背景と国際的取組
 - 第2節 日本の取組
 - 第3節 最近の動き
- 第3章 対人地雷
 - 第1節 対人地雷問題の現状
 - 第2節 国際社会の取組
 - 第3節 対人地雷禁止条約（オタワ条約）
 - 第4節 日本の取組
- 第4章 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）
 - 第1節 条約の概要
 - 第2節 最近の動き
- 第5章 国連軍備登録制度
 - 第1節 設立の経緯、概要
 - 第2節 日本の取組
- 第6章 通常兵器を巡るその他の状況
 - 第1節 国際的な武器移転の規制強化の動き
 - 第2節 クラスタ爆弾
 - 第3節 劣化ウラン弾

第1章 総論（通常兵器の軍縮・不拡散についての日本の基本的立場）

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、地雷、自動小銃、戦車、軍艦、戦闘機、大砲、ミサイル等多岐にわたる武器が該当する。通常兵器の軍縮・不拡散が国際社会において注目を集めるようになってきたのは、東西冷戦終了後の90年代である。その背景として、冷戦中に十分な規制がないままに野放しにされ、現実の紛争地において犠牲者を出している武器への対処が必要となってきたことが指摘できる。さらに、21世紀になるとテロ組織による地对空ミサイル等の入手も深刻な脅威となっており、通常兵器がテロリストの手に渡ることを防ぐといった新たな視点からの取組も必要となっている。

通常兵器について特徴的なことは、紛争地において、実際に被害を出している武器であるということである。従って、これらの紛争地において、非合法に流通し、過剰に蓄積された小型武器をどのように回収、破壊していくか、また、小型武器が非合法に流通しないように、いかに規制していくか等の取組が必要となる。これには、兵器そのものの使用や生産の制限・禁止に加えて、透明性の向上を通じた信頼醸成、紛争後の平和構築への貢献、人道・復興支援との連携といった広範かつ多様な観点からのアプローチが必要となる。

こうした点を踏まえて、通常兵器問題に対して日本が取り得るアプローチは、大別して二つある。

一つは、国際レベルの規範や制度の普遍化・強化である。例えば、[国連軍備登録制度](#)への参加の働きかけ、国連小型武器行動計画の積極的な履行促進、対人地雷禁止条約未締結国に対する締結に向けた働きかけなどが挙げられる。国際社会が作った規範の着実な履行を行い、また、制度を強化することが、通常兵器による被害を未然に食い止めることにつながる。

もう一つは、既に流通、蓄積され、紛争、治安悪化の原因となっている武器に対する措置である。この場合、非合法的な流入を防止するための制度整備、回収・除去といった現場での支援が必要となる。日本はアフガニスタンを始め世界における対人地雷埋設国への除去支援を実施しているほか、カンボジアにおいて小型武器回収プロジェクトを実施している。このような実地的な取組には、経験、知見の蓄積が重要であり、こうした分野において経験、知見を有する国際機関やNGOとの協力も不可欠である。こうした日本の通常兵器問題への取組は、紛争終了に続く和平プロセスの促進、国内の安定・治安の確保、緊急人道支援、復旧支援という過程を迅速かつ切れ目ない形で進めていくことを目指す「平和の定着」という日本の外交方針を具体化するものである。

第2章 小型武器

第1節 小型武器問題の背景と国際的取組

最近の紛争で主な武器として使用され、実際に人を殺傷しているのは小型武器であり、このため、小型武器は「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれている。2002年の国連事務総長報告によれば、小型武器の使用により、毎年少なくとも50万の人が殺されていると言われている。小型武器は、紛争を長期化、激化させるだけでなく、紛争終了後、国連などによる人道援助活動や復興開発を阻害し、紛争の再発、犯罪の増加等を助長する原因となっている。特に、犯罪組織、テロ組織はあらゆるタイプの小型武器を使用していると言われており、これに対する防御のために、一般市民が武器を求めるといった悪循環（市民の武装化）に陥っている。このような背景から、非合法に流通し、過剰に蓄積された小型武器をどのように回収、破棄していくか、また、小型武器が非合法に流通しないように、いかに規制していくかが、国際社会において緊急の課題となっている。

（参考）

いわゆる「小型武器」とは、国連小型武器政府専門家パネルでの報告書によれば、「国連が関与する紛争で実際に使われているタイプ」で、特に軍事用に製造された武器が対象であるとした上で、（1）兵士一人で携帯、使用が可能な「小型武器（Small Arms）」、（2）兵士数名で運搬、使用が可能な「軽兵器（Light Weapons）」、（3）弾薬及び爆発物の3種類があるとされており、一般的にはこれらを総称して「小型武器」と呼んでいる。

小型武器問題を最初に国際社会に提起したのは、1995年に「平和への課題（追補）」で「ミクロ軍縮」の必要性を訴えたプトロス・ガーリ国連事務総長（当時）といわれている。「ミクロ軍縮」とは、「国連が実際に取り組んでいる紛争と数十万人の命を実際に奪っている主に軽兵器における実際的な軍縮」を意味している。その後、国連は、小型武器問題に関してイニシアティブを発揮し、1996年に「国連小型武器政府専門家パネル」、1998年に「国連小型武器政府専門家グループ」を設置し、小型武器問題を検討の上、勧告を提出した。これらの勧告を踏まえて、2001年7月には、国連小型武器会議（正式名：小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議）が開催され、「小型武器非合法取引防止に向けた行動計画」を採択した。その後、2003年及び2005年に、行動計画の実施状況を検討する国連小型武器第一回及び第二回中間会合が開催され、この問題に対する国際社会の積極的な取組への気運を高めた。

(参考) 国連小型武器会議で採択された行動計画の概要

行動計画の内容は、小型武器の非合法的な流通の防止と削減に大別される。流通の防止としては、関係する国内法令の整備、安全な管理、マーキング制度の確立、関連データの整備、厳格な輸出基準の適用、税関、国境警備当局の相互協力などが挙げられる。削減策としては、小型武器の回収・破壊、「武装解除、除隊、社会復帰(DDR)」の実施、民主化支援、開発支援、治安改革が挙げられる。

第2節 日本の取組

1. 国連を通じた取組

- (1) 日本は、小型武器問題が国際社会に提起されて以来、国連を中心とする枠組みを通じて、この問題について主導的な役割を果たしてきた。日本は外為法及び[武器輸出三原則](#)に基づき原則として武器輸出を行っておらず、輸出を前提とした軍需産業もないことから、国際社会をリードできる立場にある。具体的には、1995年以降、ほぼ毎年、国連総会に小型武器決議案を提出し、国際世論の関心を高めるとともに、小型武器問題の解決に向けた道筋を示してきた。日本が提出した小型武器決議に基づくものとして、「国連小型武器政府専門家パネル(1996年)」、「国連小型武器政府専門家グループ(1998年)」の設置、国連小型武器会議(2001年)、国連小型武器中間会合(2003年及び2005年)の開催、「小型武器の特定と追跡(トレーシング)に関するオープン・エンド作業部会(2004年)」の設置が挙げられる。なお、2001年からは、日本は、南アフリカ、コロンビアと共同して小型武器決議案を提出し、コンセンサス又は圧倒的多数の支持を得て採択されてきている。
- (2) また、日本は、国連により開催されている小型武器に関する国際会議において重要な役割を果たしている。具体的には、前述の「国連小型武器政府専門家パネル」及び「国連小型武器政府専門家グループ」では議長国を(いずれも議長は堂之脇光朗元外務省参与)、国連小型武器会議では副議長国を(副議長は堂之脇光朗元外務省参与)務め、会議において採択された文書の交渉のとりまとめ等に貢献した。
- (3) さらに、2003年には、日本は国連小型武器中間会合の議長国(議長:猪口軍縮代表部大使(当時))として、会合およびその準備過程において、参加国、国連などに広汎に働きかけ、会合を成功に導くとともに、会合中は、議長総括のとりまとめに貢献し、会議最終日には議長総括を添付した報告書をコンセンサスで採択した。このことは、日本の小型武器問題に関する主導的な役割を一層確固たるものにしたと言える。



国連小型武器中間会合にて議長を務める猪口軍縮代表部大使（当時）
（2003年7月。於：ニューヨーク。写真左は阿部国連軍縮局長（当時））

2. 地域レベルでの取組と小型武器回収プロジェクト

- (1) 日本は、「国連小型武器行動計画」の地域レベルでの着実な履行のため、2003年2月、パリにおける軍備登録制度・小型武器ワークショップ、2004年3月、アルマティにおける中央アジア小型武器セミナーの開催に続き、2004年8月、オーストラリア、国連アジア・太平洋地域平和軍縮センターと共催で、フィジーにおいて太平洋諸島フォーラム(PIF)諸国を対象としたセミナーを開催した。また、2005年4月に、北京において中国、スイス及び国連アジア・太平洋地域平和軍縮センターと共催で、主にASEAN諸国及び中央アジア諸国を対象としたセミナーを開催した。
- (2) 日本は、小型武器の被害国への具体的支援として、小型武器回収と開発を組み合わせた「小型武器回収プロジェクト」を実施している。2003年にはコソボにおいて国連開発計画(UNDP)と協力して回収プロジェクトを実施(100万ドル)したほか、カンボジアにおいて、先方当局と協力して、「小型武器回収の対価として開発を提供するプロジェクト」を実施している(平成14年度4.5億円、平成16年度4.7億円)。このプロジェクトは、武器回収の対価としての開発、武器破壊、小型武器登録支援、啓蒙活動を柱としており、2005年5月までに、12,000丁あまりの小型武器を回収の上、破壊した。また、2003年6月より、国連を通じてニジェールにおける小型武器回収プロジェクトを実施した(約10万ドル)ほか、2005年3月にはUNDPを通じ、シエラレオネにおける「開発のための武器回収計画」に対し、約2億円の紛争予防・平和構築無償を供与することを決定した。



カンボジアにおける回収された小型武器の廃棄

第3節 最近の動き

2005年6月、ニューヨーク（国連本部）において、トレーシング作業部会の第3回実質会合が開催され、最終日に「非合法小型武器の特定と追跡に関する国際文書」草案を巡る交渉が妥結し、同10月、国連総会第一委員会において、政治的文書として採択された。本件国際文書は、不法に流通している小型武器が如何なるルートにて武器製造国又は輸出国から流通したかを特定・追跡するための国際協力の枠組みを示しており、各国が武器へのマーキング（刻印）を行うことや、製造や取引に関する記録を長期間にわたり保持することなどが定められている。

また、2005年7月11日～15日にかけて、第2回国連小型武器中間会合がニューヨークで開催され、各国の行動計画履行状況が報告された。2006年には、「国連小型武器行動計画」履行検討会議（6月26日～7月7日）の開催が予定されており、行動計画履行の進捗状況のレビューが行われる予定である。

なお、2005年12月、第60回国連総会に日本が調整国としてコロンビア、南アフリカと共同提案した小型武器決議案がコンセンサスで採択された。同決議案は、2006年開催予定の国連小型武器行動計画履行検討会議の成功に向けた関連イニシアティブを奨励し、トレーシング国際文書の各国による履行を呼びかけると共に、2006年後半以降にブローカリング（非合法的なブローカー取引の規制）に関する政府専門家会合を設立すること等を定めている。

第3章 対人地雷

第1節 対人地雷問題の現状

紛争地域を中心に埋設された地雷は、非戦闘員である一般市民に対し無差別な被害を与え、人道上極めて重大な問題を引き起こしている。また、そうした地域の紛争終結後の復興と開発にとって大きな障害となっている。

2004年現在、世界で80ヶ国以上が地雷による影響を受けており、地雷による死傷者は年間で1万5千人から2万人と推定されている。また、対人地雷は、世界に1億1000万個以上が埋設されているといわれており、仮に年間10万個除去したとしても、すべての除去までに1100年かかることになる（1997年国連資料）。また、地雷は一旦埋設されると腐食することなく、長期間（50年～100年）にわたって無害化されない。さらには製造が安価で（一個当たり3～10ドル）、埋設も容易であるのに比べて、除去費用が高くつく（一個当たり100～1000ドル）ことから、完全除去には莫大な資金が必要となるなど、極めて深刻な問題となっている。

地雷被害国は、ドナー国からの支援を得つつ、地雷除去等の地雷対策に取り組んでおり、1999年から2003年の間、世界で1,100km²以上の土地が除去され、400万個以上の埋設地雷が廃棄された（国際NGOを中心に編纂されている「Landmine Monitor Report 2004」による）。

(参考) NGO の調査による対人地雷の保有数及び生産・貿易の状況

2004 年現在、総計 2 億個の対人地雷が、67 カ国によって保有(貯蔵)されていると推定される。主な保有国とその数は 1. の通り。また、生産・貿易の状況は 2. の通り。

1. 対人地雷禁止条約未署名かつ未締結国の推定保有数

(1) 中国	1 億 1000 万個
(2) ロシア	5000 万個
(3) 米国	1040 万個
(4) パキスタン	600 万個
(5) インド	400 ~ 500 万個
(6) 韓国	200 万個

このほか、ミャンマー、エジプト、フィンランド、イラン、イラク、イスラエル、北朝鮮、シリア、ベトナムが対人地雷を保有していると見られている。また、これらの国以外に対人地雷禁止条約に署名はしているが未締結の国として、ウクライナ(595 万個)、ポーランド(100 万個)、インドネシア、ブルネイの 4 カ国で 700 万 ~ 800 万個の対人地雷を保有していると推定される。

2. 対人地雷の生産・貿易の状況

一時期、50 ヶ国以上が対人地雷を使用していたが、その後 33 ヶ国がオタワ条約に加盟し、また、3 ヶ国が生産を中止する等、進展があった。対人地雷の貿易については、多くの未締結国が対人地雷の輸出を禁止あるいは自粛しており、事実上、貿易は行われていない。

(出所) 国際 NGO を中心に編纂されている、「Landmine Monitor Report 2004」より作成。

第 2 節 国際社会の取組

1. 契機

1990 年代初頭より対人地雷問題に関する国際社会の関心が高まり、国際赤十字委員会(ICRC)やブトロス・ガリー国連事務総長(当時)、クリントン米大統領(当時)等がイニシアティブをとって対人地雷問題への取組の必要性を訴えた。

2. 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)改正議定書 による規制

1980 年に採択された [CCW](#) の地雷等に関する議定書は、対人地雷が主に使用される内乱には適用されず、また、探知不可能な地雷等を禁止していないなどの問題点を内包していたことから、地雷問題に関する国際的な気運の盛り上がりを受けて、1996 年 5 月、同議定書が改正された。この改正議定書 は内乱にも適用され、また、探知不可能なもの及び自己破壊装置のないものなど、悪質な対人地雷を原則使用禁止とし、移譲の制限が盛り込まれるなど規制が強化された。2005 年 7 月末現在、日本を含め 82 カ国が締結している。他方、この改正議定書 も対人地雷の「生産」、「貯蔵」を禁止はしておらず、また、「使用」や「移譲」の禁止に関しても一定の条件がある。

第3節 対人地雷禁止条約（オタワ条約）

1. 経緯・概要

- (1) 特定通常兵器使用禁止制限条約に基づく部分的な禁止では対人地雷問題の抜本的な解決には至らず、使用、貯蔵、生産、移譲の全面禁止が必要であるとする国際世論を踏まえ、地雷廃絶国際キャンペーン（ICBL：International Campaign to Ban Landmines）をはじめとするNGOと、対人地雷全面禁止に賛同する諸国の協力により、対人地雷禁止条約への道が開かれた。カナダ政府が1996年10月にオタワで開催した国際会議に端を発する、いわゆるオタワ・プロセスを通じて作成された対人地雷禁止条約（オタワ条約、正式名称は「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」）は、1997年12月のオタワでの署名式において署名のため各国に開放され、1999年3月1日に発効した。2005年9月末現在、日本を含め147カ国が締結している。
- (2) 対人地雷禁止条約は、基本的に対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵地雷の4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定している。
- (3) 対人地雷禁止条約が発効した1999年以降、締約国会議が毎年開催されている。2004年11月末には、条約発効後初の検討会議がナイロビで開催され、対人地雷廃絶に向けた過去5年間の取組の成果や課題をまとめた「検討」、残された課題に対する今後5年間の行動の指針たる「行動計画」及び対人地雷廃絶という目標についての政治的コミットメントを示した「ハイレベル宣言」の3つの文書が採択された。

2. 主な未締結国及びその理由

米国は、朝鮮半島における安全保障上の理由などから、また、ロシアも、対人地雷の軍事的有用性の観点から、対人地雷禁止条約を締結していない。また中国も、長大な陸上の国境線を有する国にとって対人地雷は必要な兵器であるとの立場をとっており、同じくこの条約を締結していない。韓国も未締結であるが、これは北朝鮮の侵攻に対処するために対人地雷は必要であるとの見解をとっていることを理由としている。インド、パキスタンは安全保障上の理由などから、この条約を締結していない（ただし、これらの国は既に上述した特定通常兵器使用禁止制限条約の改正議定書を締結済みである）。

(参考) 貯蔵対人地雷の廃棄実績

2005年2月までに、対人地雷禁止条約を締結している76ヶ国によって3,700万個以上の貯蔵地雷が廃棄された。一方、条約締結国のうち15ヶ国が、およそ1,000万個の貯蔵地雷の廃棄過程にある。主な国の貯蔵対人地雷廃棄実績等は次の通り。

1. 対人地雷禁止条約締結国で廃棄目標を達成した国による廃棄実績

(1) イタリア	約710万個
(2) トルクメニスタン	約660万個
(3) スイス	約390万個
(4) スウェーデン	約270万個
(5) 英国	約240万個

この他、ドイツ(約170万個)、アルバニア(約170万個)、フランス、ルーマニア、日本(ともに約100万個)等が廃棄。

2. 依然廃棄過程にある対人地雷禁止条約締結国で、今後廃棄しなければならない数

(1) ベラルーシ	約390万個
(2) トルコ	約300万個
(3) ギリシャ	約160万個
(4) セルビア・モンテネグロ	約130万個

3. 対人地雷禁止条約未締結国による廃棄実績

(1) ロシア	約1,870万個(1996年~2003年の廃棄数)
(2) ウクライナ	約40万個以上(署名済み、未締結)

(出所) 国際NGOを中心に編纂されている、「Landmine Monitor Report 2004」より作成。

第4節 日本の取組

日本は、対人地雷問題の解決に向けて、1997年12月対人地雷禁止条約のオタワでの署名式において、小淵外務大臣(当時)より「犠牲者ゼロ・プログラム」を提唱し、普遍的かつ実効的な対人地雷の禁止の実現と地雷除去・犠牲者支援の強化とを車の両輪とする包括的なアプローチをとることが不可欠との考えを表明、その推進に積極的に取り組んでいる。2004年11月にナイロビにおいて開催された第1回検討会議において、日本政府代表の河井外務大臣政務官(当時)は、アジア・アフリカ・中東に力点を置きつつ、“平和の構築”、“人間の安全保障”、“産官学民の連携強化”の3原則に従って地雷対策支援を行っていくとの新たな地雷政策を表明した。



オタワ条約第1回検討会議にてスピーチを行う
河井外務大臣政務官（当時）
（2004年12月、於ナイロビ）

1. 条約の締結等

日本は、特定通常兵器使用禁止制限条約の地雷等に関する改正議定書 を1997年6月10日に締結した他、小淵総理大臣（当時）のリーダーシップの下、対人地雷禁止条約を1998年9月30日に締結し、同時に、国内においてこの条約の履行を担保するための「対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」を成立させた。2003年2月8日には条約により日本が廃棄すべき約100万個の貯蔵対人地雷の廃棄を完了した。

できるだけ多くの国がこの条約を締結することが対人地雷問題の解決に資するとの立場から、日本は機会あるごとに各国政府、特にアジア太平洋の国々や地雷を多く保有する国々に対して条約の締結を働きかけている。

日本は、2003年～2004年の会期間活動の一環である地雷除去等常設委員会の共同議長をカンボジアとともに務め、2004年11月～12月ナイロビにおいて開催された第1回検討会議では副議長として会議に出席した。

2. 地雷対策支援の強化

(1) 「犠牲者ゼロ・プログラム」に基づく地雷除去・犠牲者支援の具体化を推進するために、1998年より5年間を目途に100億円規模の支援を行う旨意図表明を行

い、2002年10月、同支援額を達成した。また、2005年7月現在、1998年以降の支援総額は、180億円を超える。

(2) 武器輸出三原則等の例外化

対人地雷問題への取組をさらに強化するための措置の一つとして、人道的な地雷除去活動に必要な機材等の輸出については、一定の条件の下でこれに武器輸出三原則等を適用しないこととする旨の決定を行った(1997年12月2日、内閣官房長官談話)。なお、2002年8月、対人地雷のみを処理する車両や地雷探知機については、その仕様等からみて「軍隊が使用し直接戦闘の用に供されるもの」という武器輸出三原則等上の武器の定義にあたらぬとし、その輸出に際し許可を要しないこととしている。

(3) 新地雷政策の発表

上述したとおり、第1回検討会議において、アジア・アフリカ・中東に力点を置きつつ、平和の構築への貢献、人間の安全保障の視点の重視、産官学民の連携及びその一環としての技術開発への取組、の三原則に従って、従来同様の規模で地雷対策支援を行っていくとの新たな地雷政策を表明した。

(4) 技術開発への取組

日本は、地雷除去活動の安全性及び効率性を改善するために、産官学民による取組として、既存の民生技術を用いた地雷除去関連機材の開発と、より高度な探知技術の研究開発を行っている。このような技術開発には地雷被害国での実証試験が不可欠であり、日本はこれまでにアフガニスタンやクロアチアにおいて実証試験を行ってきた。また、第1回検討会議においては、日本の取組についてのサイド・イベントを積極的に展開し、多くの出席者の関心を集めた。



アフガニスタンにて実証試験を実施した機材
(提供：JICS)

(5) 最近の支援の例：スーダン支援

日本政府は、2005年1月に成立したスーダン包括的和平合意を受け、同国の平和の定着に貢献するため、緊急調査、地雷除去、地雷回避教育等を中心に、国連地雷対策サービス部（UNMAS）を通じて約8億円（約730万ドル）の支援を決定・実施した。



スーダンの学校における地雷回避教育
（提供：UNMAS Sudan）

3. 今後の取組

今後とも対人地雷禁止条約の普遍化をさらに推進し、対人地雷への依存をより一層難しくする国際環境を作り出していく必要があり、日本としても従来からの国際機関を通じた資金協力、対人地雷対策無償、草の根・人間の安全保障無償、日本 NGO 支援無償等による支援を引き続き行うとともに、人材派遣や日本の先端技術を活用した探知・除去技術の開発などの日本の「顔の見える」支援にも積極的に取り組んでいく方針である。また、より効果的かつ効率的な支援を実施していくために、外務省内の体制として、対人地雷対策支援の総合政策立案と全体調整を軍縮不拡散・科学部通常兵器室が中心となって行っていくこととしている。

(参考) 2004年度の支援実績

1. 地雷対策一般：820万ドル(4件)
 - (1) 国際機関を通じた援助 : 820万ドル
2. 地雷除去：2,630万ドル(20件)
 - (1) 二国間援助 : 1,600万ドル
 - (2) 草の根・人間の安全保障無償 : 810万ドル
 - (3) 日本 NGO 支援無償 : 220万ドル
3. 犠牲者支援：78万ドル(2件)
 - (1) 二国間援助 : 13万ドル
 - (2) 草の根・人間の安全保障無償 : 65万ドル
4. 地雷回避教育：29万ドル(2件)
 - (1) 草の根・人間の安全保障無償 : 2万ドル
 - (2) 日本 NGO 支援無償 : 27万ドル
5. その他：82万ドル(5件)
 - (1) 国際機関を通じた援助 : 43万ドル
 - (2) その他 : 39万ドル

第4章 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

第1節 条約の概要

1980年10月、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限のため、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）及び以下の附属議定書～が採択された。

検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書（議定書）

地雷、ブービートラップ（注：食物、玩具など外見上無害な物の中に爆発物等をしかけたものを言う）及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定書）

焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定書）

その後、1995年10月に失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（議定書）が採択された。さらに、地雷等の国際的な規制の一層の強化が必要であるとの国際世論の高まりを受け、1996年5月、議定書の適用範囲を国際的性質を有しない武力紛争に拡大し、地雷の使用制限を大幅に強化すること等を内容とする、改正された議定書が採択された。なお、日本は本条約本体、改正議定書を含む議定書～、及び条約本体の改正を締結している。

なお国際的性質を有しない武力紛争については、改正された議定書においてのみ適用範囲に含まれていたが、2001年12月に開催された特定通常兵器使用禁止制限条約第2回運用検討会議において、条約自体の適用範囲を国際的性質を有しない武力紛争に拡大する改正が採択された。

第2節 最近の動き

不発弾や対戦車地雷については、特に紛争終了後も民間人への被害をもたらすことから、その非人道性が問題とされるようになった。これを受け、2003年より、CCWの枠組みにおいて、主として不発弾からなる爆発性戦争残存物（ERW）についての文書の交渉が行われ、同年11月のCCW締約国会合においてERWに関する議定書が議定書Vとして採択された。同議定書は、地雷以外のERWの危険を最小化するために、主として紛争後の復旧に関する一般的性格の措置を規定している。

また、2004年の締約国会合では、主として紛争後に支援ニーズのある地域へのアクセスを妨げることにより人道的被害をもたらすとされる対戦車地雷の規制に関する全ての提案を検討するマנדートが合意され、CCWの政府専門家会合において議論が行われている。

第5章 国連軍備登録制度

第1節 設立の経緯、概要

1. 国連軍備登録制度とは、1991年に日本がEC諸国（当時）と協力しつつ国連総会に提出し、圧倒的多数により採択された「軍備の透明性に関する決議」により設置された制度である。この制度は、1991年の湾岸戦争においてイラクの過大な武器の蓄積が地域の不安定につながったという反省も踏まえ、通常兵器の国際的な移転を中心とする軍備の透明性や公開性を向上させ、それにより各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の防止等を図ることを目的とした画期的な取組である。
2. この制度は、国連加盟国に対し、大規模侵攻用の攻撃兵器として位置付けられた7カテゴリーの通常兵器につき、その前年の輸出入に関する情報、具体的には1年間の移転数及びその輸出国、輸入国を予め定められた書式に従って記録し、国連事務局に提出することとなっている。また各国は、軍備保有、国内生産を通じた調達に関する情報等のデータの提出を奨励される。なお、2004年より、本制度の登録対象とされている兵器のうち、「大口径火砲システム」についてはその口径を100ミリから75ミリへ引き下げ、「ミサイル及びミサイル発射装置」については新たにサブカテゴリーとして携帯式地对空ミサイル（MANPADS）が追加されることとなった。さらに、軍事用に製造された小型武器の移転に関する追加情報を加盟国が自主的に提出することが勧告された。

（注）報告対象となる7カテゴリーの兵器

- | | |
|-----------------|---------|
| ・戦車 | ・装甲戦闘車両 |
| ・大口径火砲システム | ・戦闘用航空機 |
| ・攻撃ヘリコプター | ・軍用艦艇 |
| ・ミサイル及びミサイル発射装置 | |

3. この制度には、近年、国連加盟国のうち110カ国以上が参加しており、特に主要な武器輸出国がこの登録を行っていることから、ほとんどの国際武器移転はカバーしているものの、アフリカや中東地域等からの参加率が低いことから、本制度の一層の周知、参加促進を図ることが重要である。
4. 制度開始の1992年から1996年まで参加を続けていた中国は、米国が1997年より対台

湾向け武器輸出を登録し始めたことに反発し、以来、参加していない。他方、米国は対台湾向け輸出データ付記の正当性を主張していることから、本件は未だ解決をみていない。

第2節 日本の取組

1. 本制度の設立は、1991年初頭の湾岸戦争の教訓に触発され、日本がいち早く、「湾岸危機後の中東の諸問題に対する当面の対策」を発表（海部内閣）し、（1）主要武器輸出国に対する自粛と（2）通常兵器の国際取引の国連登録制度設立を呼びかけたことに端を発し、その後、日本とEC諸国（当時）が共同で国連決議案を作成し、成立させたものである。
2. このため、日本は、当初より、本制度普及のため、各国政府にデータを提出するよう働きかけを行うとともに、本制度強化のためのワークショップ開催への支援等の貢献を行ってきた。また、本制度の運用状況を検討するため原則3年ごとに開催されてきた政府専門家会合にも毎回（今回は2006年に開催が予定されている）参加し、中心的な役割を果たしてきている。
3. 例えば、本制度設立10周年にあたり、日本は、2002年から2003年にかけて、ガーナ、ナミビア、ペルー、インドネシアで開催された「軍備の透明性に関するワークショップ」のスポンサー国の一つとなり、同制度の普及を図り、登録国を増やすための努力を行った。また、2003年の政府専門家会合では、日本の努力により報告対象兵器の7つのカテゴリーの見直しはじめて成功した。

第6章 通常兵器を巡るその他の状況

通常兵器にはこれまで述べてきたもの以外にも広範な武器が含まれており、最近の動きとしては以下のような点がある。

第1節 国際的な武器移転の規制強化の動き

小型武器については、2001年国連小型武器会議にて採択された「国連小型武器行動計画」に基づき、トレーシングやブローカリングに関する取組が進められているが、これとは別途、英国、フィンランド等や国際NGOを中心に国際的な武器移転の規制を強化しようとする動きがいくつかある。

そのうちのひとつは、小型武器に関するもので、「移譲管理イニシアティブ(TCI: Transfer Control Initiative)」である。英国は、深刻な小型武器問題へ対処するには移転の規制も極めて重要との観点から、小型武器の移転についての国際的な最低限の共通規制について小型武器行動計画で言及することを目的としつつ、まずは、各地域レベルで、国家間の武器移転についての共通の基準を設けることを目指している。

もうひとつは、武器貿易条約(ATT: Arms Trade Treaty)案である。最近では、小型武器のみならず、通常兵器一般を対象とする方向に向かっているようである。現在、NGOから提示されているATTの原則は、国際的な武器の移転はライセンスの発行による承認制にするとともに、移転が承認されるべきではない場合や、または、承認する場合でも考慮に入れるべき要素を示している。現時点では、ATT案につき国連等の場における交渉がなされているわけではない。なお、2005年6月にロンドンで行われたG8外相会合の英議長国声明においては、G8外相が紛争及び不安定地域における通常兵器の拡散に関する共通の懸念につき議論し、英国は、ATT案に係る提案につき説明した旨言及がなされた。

第2節 クラスタ爆弾

クラスタ爆弾については、必ずしも明確な定義は存在しないが、一般的に、多量の子爆弾を入れた大型の容器を空中から投下し、地上からある程度の高度になったとき容器が開き子爆弾が散布される仕組みの爆弾をいう。1個の爆弾の爆発力を分散し、通常の爆弾にはできないような広範囲に効果を及ぼすことができる反面、不発弾となる確率が高いとも言われている。米軍等がコソボやアフガニスタンにおいて行ったクラスタ爆弾による爆撃及びその不発弾の結果、民間人に被害が生じているとの指摘がなされている。

クラスタ爆弾の製造や使用を規制・禁止する国際法規はないが、クラスタ爆弾の間

題については、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みにおいて取り組まれてきた。すなわち、同条約の第2回運用検討会議（2001年12月）において、2002年以降に、政府専門家グループによって、クラスター爆弾の不発弾を含む爆発性戦争残存物（ERW）の問題について引き続き議論を行っていくことが決定され、2003年11月、同条約締約国会議においてERWに関する議定書が採択された（第4章参照）。本件議定書は、クラスター爆弾そのものについて規制するものではないが、ERWの除去を促進するための情報の記録・提供といった一般的性格の紛争後の復旧措置を中心としつつ、弾薬の管理、生産面における任意の一般的予防措置をも含むものとなっている。

第3節 劣化ウラン弾

劣化ウランとは、天然ウランから濃縮ウランを製造する過程で生じる副産物で、核分裂を起こすウラン235の含有率が天然ウランより低いウランをいう。劣化ウランは密度が高く、比重が極めて重いため、航空機尾翼部分のバランスウエイト、軍用装甲、砲弾貫通体等に用いられている。

劣化ウラン弾は、劣化ウランの比重が重く硬いという性質を利用し、劣化ウランを貫通体として用いることにより、戦車等の装甲に対し高い貫通力を有する砲弾である。

劣化ウラン弾を使用した後の人体に対する影響等については、国際的に確定的な結論は出されていない。

現在、イラクにおける劣化ウランの影響に関しては、UNEP、WHO及びIAEAは、随時協議を行っており、UNEPはイラク人専門家に対するワークショップをこれまで開催しているほか、現在、国際機関も関与する形でイラク人による現地予備調査が実施されている。